香川地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示

香川労働局一般公示第 120 号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第23条第1項及び最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号)第3条第1項の規定に基づき、香川地方最低賃金審議会委員を任命したいので、関係労働組合は、下記「香川地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、労働者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和7年11月12日

香川労働局長 友住 弘一郎

記

香川地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法(昭和 24 年法律 第 174 号) 第 2 条に規定する労働組合であって、香川労働局の管轄区域内に組織を有するもので あること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

- 3 推薦手続
- (1) 推薦の方法

推薦に当っては別紙様式の推薦書により推薦すること。

(2) 推薦締切期日

令和7年11月26日(水)

(3) 推薦書の提出先

香川労働局労働基準部賃金室

(高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎北館3階)

(4) 委員の任期等

本件公示は委員の辞職(労働者を代表する委員1名)に伴う補欠委員の人選であり、補欠委員の任期は前任者の残任期間(令和9年4月20日まで)となること。